## 第12号議案

## 平成23年度京都府電気事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度京都府電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量

44,900,000キロワット時

(2) 供給電力料金

401, 411, 000円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	人
第 1 款	電気事	業 収 益	403, 416千円
第 1 項	営業	収 益	401,695千円
第 2 項	財 務	収 盆	1,721千円
支			出
第 1 款	電気事	業費用	402,066千円
第 1 項	営業	費	380,904千円
第 2 項	財 務	費	11,901千円
第 3 項	事 業	外 費 用	8,260千円
第 4 項	特 別	損    失	1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 201, 236千円は、当年度分消費税資本的収支調整額 5,473千円及び過年度分損益勘定留保資金 195,763千円で補塡するものとする。)。

1,000千円

	収	入
第 1 款	資 本 的 収 入	1千円
第 1 項	固定資産売却代金	1千円
	支	出
第 1 款	資 本 的 支 出	201, 237千円
第 1 項	建 設 改 良 費	114,937千円
第 2 項	企業債償還金	85,300千円
第 3 項	予 備 費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
平成23年度水力発電施	設 整 備 費	平成23年度から	平成24年度まで			169, 000

## (一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議

会の議決を経なければならない。

職員給与費

106,888手円

平成23年2月7日提出

京都府知事 山 田 啓 二